平成２１年（フ）第１２２４号
千葉県市川市稲荷木２丁目22番13―308号リバーサイド山栄
債務者　鈴木　浩司
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２５号
千葉県市川市稲荷木２丁目22番13―308号リバーサイド山栄
債務者　鈴木　宣子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６０号
千葉県船橋市二和東６丁目14番１棟204号
債務者　小柳　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６１号
千葉県船橋市二和東６丁目14番１棟204号
債務者　小柳　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７０号
千葉県八千代市八千代台南２丁目２番13号
コーポサニー201号
債務者　仲宗根妙子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７９号
千葉市美浜区高洲２丁目８番９棟903号
債務者　清水　賢一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８９号
千葉県市原市辰巳台東４丁目10番地雇用促進事業団市原宿舎２号棟405号
債務者　佐藤　繁夫
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９６号
千葉県船橋市高瀬町31番地８　ウェリス南船橋902号
債務者　長岡　　彰
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０２号
千葉県市川市行徳駅前３丁目６番１―402号大洋マンション
債務者　佐々木弘晃
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０４号
千葉県習志野市香澄１丁目５番３―308号
債務者　千歳　　進
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０７号
千葉県習志野市花咲２丁目11番19号
債務者　木村　基範
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１２号
千葉市花見川区花見川９番11棟404号
債務者　根本　せつ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２６号
千葉市若葉区みつわ台４丁目21番12号　ホワイトレジデンスＡ―２
債務者　人見　俊介
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３６号
千葉市稲毛区山王町380番地４　メゾン山王Ａ102号
債務者　武田　千春
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３９号
千葉県船橋市高根台６丁目42番５号　ハイネスたかね201号
債務者　中川　友彦
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５９号
千葉市若葉区みつわ台３丁目１番11棟205号
債務者　石井　善規
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６６号
千葉県船橋市高根台５丁目１番282棟304号
債務者　茂野　仲治
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係